2026 年 11 月 1 日　BMCN 年次大会　午後の部　発表要旨

日本語指導が必要な児童生徒の教育保障に関する制度的課題
――地域の実施能力に依存する支援体制に着目して――

開原弓喜（立命館大学政策科学研究科）

近年、日本の公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒は増加するとともに、その居住地域も多様化している。こうした児童生徒に対する教育機会の保障は、外国人児童生徒教育における重要な政策課題となっている。児童の権利に関する条約第 28 条は、すべての子どもの教育についての権利を認め、「機会の平等」を基礎としてその権利を達成することを締約国に求めている。また、日本語教育の推進に関する法律は、外国人等の希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限確保されることを基本理念として掲げている。しかし、教育を受ける形式的な機会が確保されることと、必要な日本語指導に実質的にアクセスできることは必ずしも同義ではない。

文部科学省による「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」最終報告書（2026）では、これまで学校における日本語指導体制について目安となる考え方やモデルが示されておらず、具体的な体制整備が地方公共団体や学校現場の判断に委ねられてきたこと、その結果として地方公共団体間・学校間で対応に大きな差が生じていることを指摘している。とりわけ外国にルーツを持つ児童生徒等が散在する地域では、支援経験の蓄積や専門性を有する人材の確保が困難であり、教育支援の地域格差が生じている。また、文部科学省（2026）の「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」によれば、教育委員会において特段の指導体制を整備していない地方公共団体も一定数存在している。先行研究においても、散在地域では対象となる児童生徒数が少ないことなどから、継続的な支援体制や専門的人材を確保することの困難が指摘されてきた。

そこで本研究は、日本語指導が必要な児童生徒への教育保障を、個々の学校や地域における「人材不足」の問題としてのみ捉えるのではなく、教育機会の実質的な保障が地域の実施能力に依存する制度構造の問題として捉え直すことを目的とする。具体的には、児童の権利に関する条約、日本語教育の推進に関する法律、文部科学省による政策文書・調査資料及び先行研究を対象として、①日本語指導が必要な児童生徒に対して求められる教育保障、②国・都道府県・市町村・学校の役割、③人材・財政・地域的条件による支援体制の差異、の三点から現行制度を分析する。

この分析から、日本語指導に関する政策的枠組みが整備される一方、具体的な指導体制の構築には地方公共団体及び学校の裁量が大きく、専門的人材の確保、財政、支援経験、対象児童生徒数などの条件によって実施可能な支援に差が生じる構造があることを示す。このことは、同様の教育的ニーズを持つ児童生徒であっても、居住地域や在籍校によってアクセス可能な日本語指導が異なり得ることを意味する。以上を踏まえ、本研究では、教育保障を地域ごとの実施能力のみに依存させないためには、国・都道府県・市町村・学校の役割を再整理するとともに、専門的人材や教育資源を広域的に共有する体制を構築する必要があることを指摘する。さらに、その一つの手段として、ICT を活用した遠隔指導を含む地域横断的な支援体制の制度的位置づけについて検討する必要性を提示する。

参考文献

・文部科学省(2026)外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議報告書（案）［外国人

児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議（令和８年度）（第13回）配布資料］
・文部科学省（2026）「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和 7 年度）」の結果について　令和８年５月 25 日
・United Nations (1989). Convention on the Rights of the Child. New York: United Nations.
・United Nations Committee on Economic, Social and Cultural Rights. (1999). General Comment No. 13: The Right to Education (Art. 13). Geneva: United Nations.

種別：研究報告